

○財務省告示第三百二十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年九月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその の条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二十七回及び第三百十一回）、利付国庫債券（三十年）（第五回、第十回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十六回、第二十九回、第三十回、第三十三回、第三十五回、第三十九回及び第四十六回）及び利付国庫債券（四十年）（第六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成三年五月二十一日	三十三億円
利付国庫債券(第三十回)	二・四%	平成九年五月二十日	百億円
利付国庫債券(第三十回)	二・四%	平成三年四月二十九日	三億円
利付国庫債券(第三十回)	二・五%	平成九年四月二十七日	六億二千八百円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成六年四月二十七日	五十五億円
利付国庫債券(第三十回)	二・三%	平成三年四月二十七日	三百六十億円
利付国庫債券(第三十回)	一・一%	平成三年四月二十五日	三十七億円
利付国庫債券(第三十回)	二・二%	平成五年四月二十三日	六億円
利付国庫債券(第二十三回)	一・七%	平成九年四月二十三日	三百三十八億円
利付国庫債券(第二十七回)	一・九%	平成三年四月二十三日	四十六億円

(別表)

十九 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十七年九月七日
 払場所

（利付第三十年国库債券） （第四十六回）	（利付第四十年国库債券） （第六回）	（利付第三十年国库債券） （第九回）	（利付第三十年国库債券） （第五回）	（利付第三十年国库債券） （第三回）
一・九%	一・五%	一・九%	二・〇%	二・〇%
平成三年六月二十五日	平成三年五月二十七日	平成六年五月二十五日	平成九年五月二十三日	平成九年五月二十二日
十三億円	千二百二十一億 円	二百三十億 円	三億円	五億円